

読替え後の「大阪外国語大学外国語学部科目試験に関する規程」

平成 17 年 3 月 8 日

制 定

最近読替改正 平 26. 5. 8

(趣旨)

第 1 条 この規程は、読替え後の大阪外国語大学外国語学部教育課程に関する規程第 8 条第 3 項の規定に基づき、旧外国語学部の科目試験に関し必要な事項を定めるものとする。

(試験)

第 2 条 科目試験は、定期試験、平常試験及び追試験に区分する。

- 2 定期試験は、学期末及び学年度末に行う。
- 3 授業科目によっては、定期試験に代えて論文又はレポートを課すことがある。
- 4 定期試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 定期試験以外に、担当教員の判断により、平常授業時に試験を行うことがある。
- 6 別表に掲げる事由により定期試験を欠席した者に対しては、担当教員の判断により追試験を行うことがある。
- 7 別表に掲げる事由により試験を欠席する者は、原則として当該定期試験日当日までに言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室学務係（以下「学務係」という。）に連絡をするとともに、当該定期試験日から起算して 5 日以内に、別表に定める欠席事由に応じた必要証明書類を添付した追試験願（様式第 1 号）を学務係の確認を経て、担当教員に提出するものとする。
- 8 前項の追試験願の提出を受けた担当教員は、追試験を行う場合には、原則として、成績提出期限日の前日までの期間内で、追試験の実施日を設定し、学務係に連絡する。
- 9 追試験の受験許可及び追試験の実施日時等については、掲示により告知する。
- 10 担当教員は、追試験を実施しない場合においても、追試験願を提出した者に対しては、当該欠席を欠席日数に算入しない等、評価において不利益とならないように配慮するものとする。

(受験条件)

第 3 条 適正な履修登録がなされていない者については、前条に規定する試験を受験することができない。

(不正行為)

第 4 条 第 2 条に規定する試験において不正行為を行った者については、教育課程上の処分として、当該年度的全履修科目の成績を無効とするほか、読替え後の大阪外国語大学学則に基づき、懲戒処分を行う。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 5 月 8 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

別表

欠 席 事 由	必要証明書類
天災その他予見できない事故による場合	罹災証明書又は事故証明書
負傷又は疾病による場合	医師の診断書
忌引きの場合（3親等以内の親族に限る。）	会葬はがき等（死亡日又は葬儀日を確認することができるもの）
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に基づく裁判員の選任手続のため及び裁判員の職務に従事するため裁判所に出頭した場合	「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」等、裁判所への出頭日を確認することができるもの
居住地又は通学経路に係る区域に「特別警報」が発表された場合	通学定期乗車券発行控等（住所又は通学経路を確認することができるもの）
教職課程の「教育（養護）実習」又は「介護等の体験」に参加する場合	教育（養護）実習又は介護等の体験の期間を確認することができるもの

様式第1号（第2条関係）

追 試 験 原 頁

平成 年 月 日

担 当 教 員 名 殿

国際文化学科 昼間主コース
地域文化学科 夜間主コース
 専攻_____専攻語_____
 学年__年 学籍番号_____
 氏名_____印

私は、平成 年度の定期試験（学期末試験・学年度末試験）において、下記科目の試験を欠席しましたので、追試験の受験を許可くださいますようお願いいたします。

なお、指定された日時に必ず受験いたします。

記

受 験 科 目	
欠席事由：	

注）医師の診断書等欠席事由を証明できる書類を必ず添付すること。

学務係確認印

